

おおさか食育通信ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）及び大阪府広告事業掲載基準（以下、「掲載基準」という。）に定めるもののほか、おおさか食育通信ホームページ（以下「ホームページ」という。）に有料広告を掲載する場合における必要な事項について定めるものとする。

(広告事業の範囲及び広告掲載の基準)

第2条 ホームページに掲載する広告事業の範囲及び広告掲載の基準は、要綱第3条第1項及び掲載基準の規程を準用する。

(広告の掲載場所及び掲載順序)

第3条 広告の掲載場所及び掲載順序は、保健医療室長が指定するものとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、毎年7月1日から翌年3月31日までとし、継続掲載を妨げない。
2 同条第1項の掲載期間中に掲載申込みがあった場合の掲載期間は、掲載開始月から3月31日までとする。

(広告の掲載料金)

第5条 広告の掲載料金は2万2千5百円とする。但し、掲載期間が9ヶ月に満たない場合は月割により算出した額とする。

(広告の募集及び申込み)

第6条 広告の募集は、保健医療室長が募集期間を指定し行うものとし、広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、おおさか食育通信ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に必要書類を添付して保健医療室長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第7条 保健医療室長は、前条の規定による申込みを受けたときは、広告掲載の可否を決定する。
2 広告の掲載の可否について疑義が生じた場合は、要綱の規定に基づき、広告掲載審査委員会を開催する。
3 保健医療室長は、広告の掲載の可否について決定を行った場合は、その結果をおおさか食育通信ホームページ広告掲載通知書又は不掲載決定通知書（様式第2号）により、速やかに申込者に通知する。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、保健医療室長が指定する日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第9条 広告原稿は、保健医療室長が指定する方法により広告主の負担で作成し、保健医療室長が指定する期日までに電子ファイルで提出するものとする。

（広告内容の責任）

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。なお、府の事由による決定の取消しの場合を除き、既に納入済みの広告掲載料は一切返還しないものとする。

（広告掲載の取消し）

第11条 保健医療室長は、次の各号に定める行為等が判明したときは、広告の掲載を決定した後でも広告の掲載を取り消すことができる。

- （1）府の指示、監督に従わないとき。
- （2）府の信用を傷つける行為があったとき。
- （3）広告主または広告内容が不適切と認めたとき。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、広告掲載の取扱いについて必要な事項は、保健医療室長が定める。

附 則

この要領は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月9日から施行する。